

フランスにおける家族手当制度の形成と展開

—第一次世界大戦後のパリ地域補償金庫を中心として— (上)

深澤 敦*

今日の「保険的福祉国家」フランスの社会保障制度において家族手当は、他の先進諸国以上に重要でユニークな位置を占めている。また、その家族手当を中心とした手厚い家族福祉政策からして、フランスを「母性的福祉国家 a maternalist welfare state」と特徴付けるアメリカの研究者達もいる。確かに、フランスでは20世紀に入ってから年金や医療の社会保険に関する国民的コンセンサスはなかなか形成しえなかったが、他方で家族手当の一般化は公的部門に主導されて比較的容易に前進し、家族手当こそが第二次大戦後をまたずに最初のユニバーサルな給付となっている。本稿では、このような家族手当の一般化プロセスにおいて、第一次大戦後に民間の経営者層が各地で自主的に創設した家族手当補償金庫の果たした役割を解明するために、その中でも最大のパリ地域補償金庫の形成と展開を中心として分析を行う。そして、経営者層は当初、出産奨励という観点からよりも、むしろ全般的な賃金上げを回避する手段として家族手当の支給を重視し、しかもその費用負担を彼らの間で均等化するための一種の共済保険金庫である補償金庫を創設することが明らかにされる。こうして経営者抛出のみによって賄われる保険金庫を通じて家族手当が民間企業でも一般化し、その方式が1932年法で義務化されるばかりでなく、さらに戦後の家族手当金庫制度にも継承されることになる。

キーワード：家族手当，補償金庫，CCRP，出生手当，授乳手当，月額手当，訪問看護婦

目次

はじめに

1. フランスにおける家族手当制度の形成と経営者の役割
2. パリ地域補償金庫（CCRP）の形成と展開
 - (1) CCRP の設立と機能
 - (2) 最初の CCRP 「金庫規則」に対する重要な修正
(以下次号)
3. CCRP における現金給付以外の諸活動の発展
 - (1) 訪問看護婦によるソーシャルワークの展開
 - (2) 医療・衛生・保健サービスの拡大
 - (3) 家政教育の発展

(4) 職業指導サービスの展開

(5) 『家族雑誌』の無料配布

4. おわりに代えて—社会保険と補償金庫—

はじめに

第二次世界大戦後のフランス福祉国家は、その根幹を成す「社会保険 Sécurité sociale」制度が何よりも旧来の「公的扶助 assistance publique」¹⁾と対置された「社会保険 assurance sociale」の原理に基づいて構築され、しかもその保険料における経営者抛出の比率が著しく高い²⁾、独特

* 立命館大学産業社会学部教授

な「保険的福祉国家」として特徴付けられる³⁾。このような特徴は、フランスの社会保障制度が、G.エスピン・アンデルセンによる福祉国家の「コーポラティズム的なレジューム」⁴⁾への分類に示されているように「社会・職業的帰属 *appartenances socio-professionnelles*」の刻印を深く帯びており、その制度の基底にある社会権の全てが、必ずしも労働運動によって獲得されたものではないにしても、まずは労働に基づいて付与される権利であったことに由来している。かくして、「この労働中心性が、賃金の延長と考えられた社会保険料に基づく資金調達方式に照応し、また制度の管理を国家に直接委ねまいとする意志から生ずる『当事者による』決定と管理の様式に連なっている。[そして、以上のような] 1945年のフランスの歴史的・制度的な文脈によって、フランス社会保障計画の考案者たちは、純粋にフランス的な目標（労働者の統合、人口の復興）とベヴァリッジの行動原理（社会保護システムの普遍性と統一性）およびビスマルクの方法（社会保険）との間の折衷的な妥協 *un compromis ambigu* を練り上げるに至る」⁵⁾（〔 〕内は引用者による付加、以下同様）のである。

とは言え、フランスの制度がこうした「折衷的な妥協」の産物であったにせよ、そこにはブリュノ・パリエ自身が摘出しているように「ビスマルクの保険手法でもってベヴァリッジの普遍性の原理を実現する」⁶⁾ という一貫した実践的傾向が存在したことを看過してはならないであろう。この「ビスマルクの方法でベヴァリッジの原理を追求する」⁷⁾ プロセスを最も早くから辿ったものこそ、フランスに伝統的な「人口減少 *dépopulation*」への危機感が第一次世界大戦後に先鋭化する中で急速に普及し、保険原理

に基づき広義の労働者（被用者）を対象として開始されながらも第二次大戦前からいち早く普遍的給付となっていた家族手当（*allocations familiales*）制度にはかならない。

本稿は、このような性格を有する家族手当の形成史を解明する一環として、第一次大戦後にフランスの経営者層が労働者（ブルーカラー *ouvrier* のみならず、職員・店員などのホワイトカラー *employé* をも含むが、*employé* は以下では簡略化のため職員とのみ訳す）に安定して家族手当を支給し、その負担を相互に均等化するために彼らによって各地で自主的に創設され、労災保険と同様に経営者拠出のみに基づく一種の共済保険金庫と考えられる「補償金庫」の中で最大の規模を誇る「パリ地域補償金庫」の形成と展開を分析することを主要な課題としている。そして、この分析を通じて、経営者拠出のみによって賄われる保険金庫を通じて初めて家族手当が民間企業でも一般化し、その方式が1932年法で義務化され、しかも38年には農業部門にまで拡大されることこそが、家族手当の部門でいち早く「ビスマルクの方法でベヴァリッジの原理を追求する」プロセスの基礎をなしており、それが戦後の社会保障の一環としての家族手当制度にも継承されることが明らかになるであろう。

1. フランスにおける家族手当制度の形成と経営者の役割

フランスで家族手当の支給を最初に制度化し、その普及に尽力してきたのは、明らかに政府・公的部門である。つまり、19世紀末から20世紀初頭に軍人⁸⁾・間接税職員・関税職員・初等教員・地方自治体職員などに対して多くの場

合に第3子ないし第4子以降に限定された家族手当が支給される一方で（1899年の調査で公務員の低い出生率が確認されている⁹⁾、公共事業を請け負う民間企業の賃金・労働条件に関する1899年8月10日のミルラン政令（décrets、以下ではデクレと記す）以降には、落札企業は従業員に家族手当を支払うことが求められるようになる¹⁰⁾。

そして、国からの営業譲渡制度の下で種々の公的規制を受けていた鉄道会社でも、早くは1890年にオルレアン鉄道（第4子以降）と北部鉄道（第3子以降）で最初は「家族救助金 les secours de famille」と称された家族手当が制度化される。その後、1892年にはPLM鉄道（第4子以降）と東部鉄道（1882年以降の、従業員も抛出する金庫からの給付に代わって会社のみ負担による家族手当の開始、最初は第4子以降、1898年からは第3子以降¹¹⁾）で、さらに1907-1908年に国有・西部鉄道（第3子以降）でも導入される。こうして、主要5大鉄道において一定の年収（1800～3000F、本稿ではフランス・フランをFと略記）以下で3人ないし4人以上の子供を有する従業員に家族手当が支給される¹²⁾。

第一次大戦前における以上のような家族手当制度の形成史において、1913年7月14日法（多子家族扶助法 loi d'assistance aux familles nombreuses）は、とりわけ注目に値する。この法律は、女性労働者に産後4週間の義務的有給休暇を保障した同年6月17日法¹³⁾に続く「出産奨励」策の一環として、13歳未満の子供を4人以上養い生活費に欠ける全ての家長に対し各市町村の物価水準に応じて年額60～90Fの手当支給を規定したものである¹⁴⁾。確かに、この金額は、3年兵役を2年に短縮するとともに初め

て厳格な兵役義務制を確立した1905年3月21日法で、兵役に服する貧困な多子家族に対しては、その時点での召集兵総数の12%に限定されてはいたが、1日0.75F、年額270Fの手当が支給されていたのと比べても著しく低額であった¹⁵⁾。しかし、こうした限界があるとは言え、1913年の「多子家族扶助法」は、特定の職種や公務員、召集兵に限定されない普遍的な家族手当への第一歩を踏み出したものとして重要である¹⁶⁾。

その上、第一次大戦中に国家によって支給された兵士家族手当を戦後の家族手当の大規模な「先例」と見なすこともできよう¹⁷⁾。この兵士家族手当は、上述の1905年3月21日法にあった受給兵士数の制限を撤廃し、全ての召集兵の妻・家族に対する1日1.25Fの主要手当と16歳未満の子供1人に付き1日0.50Fの児童割増の給付を規定した1913年8月7日法（3年兵役を復活）を戦時に適用させた1914年8月5日法に基づいて最初は支給された。その後、主要手当は特定カテゴリーの兵士に関しては1日に付き1.50F（1917年8月4日法）、さらに1.75F（1918年11月15日法）に増額される。また児童割増については、16歳以下の第1子と第2子には0.75F（1917年3月31日法）、1F（1917年8月4日法）、1.25F（1918年11月15日法）に増額され、第3子以降はその間に1Fから1.50Fに増額されている¹⁸⁾。

さらに、第一次大戦中には1917年4月7日法で、一定の給料（子供1～2名の場合は年3,600F、それ以上の場合は年4,500F）以下の全ての国家公務員に対して「家族扶養手当 Allocations pour charges de Famille」が支給されるようになり、その額は16歳未満の子供1人に付き年100F、第3子以降には年200Fに設定

される¹⁹⁾。そして、1918年11月14日法によって、上記の給料制限が撤廃され、国家公務員における家族手当の一般化が遂に完成すると同時に（ただし、地方公務員への一般化・義務化は、後述のように民間の労働者への家族手当支給が義務化される32年法後の1934年6月30日法によって規定されるが、その実施は多くの困難に遭遇するであろう）、その額も第1子と第2子には年330F、第3子以降は年480Fに増額される²⁰⁾。また、この1918年法の実施に関する1919年1月13日省令（arrêté）で、鉄道従業員の家族手当についても全ての給料制限が撤廃されるに至る²¹⁾。

しかし、第1子から支給される家族手当制度を第一次世界大戦後のフランスで労働者層に飛躍的に普及させたのは民間企業の経営者にはかならない。民間企業に関しては、グルノーブル南東のヴィジュー（Vizille）という小都市のクラン商会（les établissements Klein）が1884年に家族手当を制度化したのが最初であるとされている²²⁾。その後、とりわけ注目すべきは、社会カトリシズムの経営者として有名なレオン・アルメル（Léon Harmel）が、1891年5月15日に出されたローマ法王レオ13世の労働問題に関する回勅「Rerum Novarum」に呼応して、同じ年にアルデンヌ県南部のヴァル・デ・ボワ（Val des Bois）で経営者のみの拠出で賄われるが労働者の委員会によって管理される「家族金庫 Caisse de Famille」を設立し、それを通じた家族手当の支給システムを構築したことである²³⁾。とは言え、第一次大戦までの民間の家族手当はあくまで個別企業・事業所によって支給され、その数も少なく、「1900年から1910年までに26の、1910年から1916年までには14の商工業事業所が家族手当を設けた」²⁴⁾にすぎなかつ

た。だが経営者層は、第一次大戦の長期化につれて深刻化する物不足とインフレによる労働者生活の困窮を緩和する方策として全般的な物価高手当から子供数に応じて増額される家族手当に少しずつ重点を移していき（後者の方が全従業員に生計費手当を支給するよりも費用を節約しうる²⁵⁾）、その費用負担を経営者間で均等化するための「補償金庫 Caisse de Compensation」を設立し始め、経営者団体のこれらの金庫数が戦後インフレの下で「社会諸制度の歴史上ほとんど例が見出せない」²⁶⁾ほどの驚くべき急速さで拡大する。かくして、1922年初めの75金庫（加入企業数5,200、雇用労働者数66万5,000人、受給家族数15万3,000）が、1930年には230金庫（加入企業数3万2,000、雇用労働者数188万人、受給家族数48万）に増大している²⁷⁾（以下の表1も参照）。まさに家族手当と補償金庫こそ「経営者諸制度の精神の最も大きな発展を遂げたものであると同時に、その最も深い刻印を帯びたもの」²⁸⁾と1927年には称されたのである。

とは言え、1920年代末以降になると恐慌の影響もあり金庫数の増加は減速し始め、国家の強制力を用いることなしに未加入企業を無くし家族手当制度を経営者全体に拡大することは不可能であることが次第に明確になり²⁹⁾、ベルギーの先例（1930年8月4日法）³⁰⁾に続いてフランスでも1932年3月11日法によって企業が一つの補償金庫に加入し、扶養児童を有する全ての労働者に家族手当を支給する義務が課される³¹⁾。しかし、一挙に全ての企業に適用されたのではなく、工業・商業・自由業に関する職業別の実施期限を特定する24のデクレが1933年から37年までに issuance³²⁾、また38年の2つのデクレによって海外領土へも32年法が導入される（この法の実施後に扶養家族の少ない職業や企業のみ

表1 補償金庫の拡大

	金庫数	雇用労働者数		金庫数	雇用労働者数
1920年1月1日	6	50,000	1927年1月1日	204	1,357,000
1921年1月1日	57	500,000	1928年1月1日	218	1,500,000
1922年1月1日	75	665,000	1929年1月1日	229	1,740,000
1923年1月1日	107	800,000	1930年1月1日	232	1,820,000
1924年1月1日	130	950,000	1931年1月1日	230	1,850,000
1925年1月1日	160	1,110,000	1932年1月1日	244	
1926年1月1日	184	1,220,000			

出所) Yves Helleu, *Les Caisses de Compensation d'Allocations Familiales depuis la Loi du 11 Mars 1932*, Thèse pour le Doctorat, Université de Paris, Faculté de Droit, Paris, Librairie Technique et Économique, 1937, p.89.

限定した「分離金庫 *Caisses dissidentes*」が創設され、金庫間の軋轢も生じている。

このような家族手当の一般化プロセスにおいて、とりわけ注目すべきは、1938年の3月31日と6月14日の政令法 (*décrets-loi*) で農業においては労働者のみならず折半小作農や2人以上の扶養児童を有し一般所得税を免除されている全ての農業経営者にまで手当支給が拡大されることである (ただし、その実施は1940年1月1日以降)。そして、人民戦線政府の下で実施された強制仲裁制度を通じた家族手当に関する多様な仲裁によって極度にバラバラになった手当額の統一化 (5歳未満の第1子には県平均成人男性賃金の5%、第2子に10%、第3子以降には15%を最低額として設定) と5歳以上の一人っ子に対する手当の廃止、「全国補償基金 *un fonds national de compensation*」の創設 (しかし、これは実現せず)、いわゆる「主婦割増」(過渡期は県平均賃金の5%、その後は10%)³³⁾などを規定した1938年11月12日の政令法を経て、1939年7月29日政令法 (人口への配慮を優先させた有名な「家族法典 *le Code de la famille*」) で扶養児童を抱える全ての就業者が支給対象と

され (ただし、年齢に拘らず第1子への手当は廃止され、その代わりに「初産手当 *prime à la première naissance*」が設けられた)、かくして家族手当はフランスで最初のユニバーサルな社会的給付となる。その上、家族法典によって前記1913年7月14日法は廃棄され、非就業者でも育児の資力に欠ける場合は家族手当に匹敵する扶助 (*l'assistance à la famille*, 第77条で第1子に対しても月25~50Fの扶助) が与えられたし、1940年10月11日法では全面的失業者にも家族手当が支給され、また1941年3月29日法で「単一賃金手当 *allocation de salaire unique*」が創設される³⁴⁾。こうして非就業者にも支給されるユニバーサルな家族手当を賃金への付加給付とみなすことは、ますます不可能となっていく³⁵⁾。

しかし、第二次大戦前には1932年法以降にも補償金庫設立・選択の自由は維持され (1944年には399金庫)、行政による金庫認可 (*Agrément*) 後におけるその管理・運営は経営者層に委ねられていたが、人民戦線政府の成立以降は次第に家族手当に対するコントロール権 (とりわけ手当額に関する権限) を彼らは喪失していくことになる。

2. パリ地域補償金庫 (CCRP) の形成と展開

フランスの経営者層は、第一次大戦後に建設・公共事業の経営者を別として（公共事業の落札者に対しては1922年12月19日法によって家族手当の支払いが義務化され、1923年7月13日のデクレで落札者は労働大臣によって認可された補償金庫³⁶⁾への加入義務が課された）、戦後インフレの下で労働者が要求する全般的な賃上げと社会保険の成立を通じた政府介入を回避するために（1921年3月22日にはミルラン政府の労働大臣ダニエル・ヴァンサン Daniel Vincent によって最初の社会保険法政府案が議会で提出）、先手を打って家族手当を初めとする諸制度を創設する。

こうした中で、フランスで最初の補償金庫が創設された約2年後の1920年3月に「パリ地域(扶養家族手当)補償金庫 Caisse de Compensation de la Région Parisienne (Allocations pour charges de famille)」(以下 CCRP と略記)が設立される。この CCRP は、設立こそ少し遅れたにしても加入企業数を急速に拡大させ、1932年法以前で加入企業の雇用労働者総数がピークに達する1929年末に全国の補償金庫(全部で232金庫)加入企業の雇用労働者総数182万人³⁷⁾の22.8%(41万5,000人)³⁸⁾を占めるフランス最大の補償金庫となる。以下では、主としてこの代表的な金庫の「管理委員会 Commission de Gestion」と年次総会の手書き「議事録 Procès-Verbal」³⁹⁾の分析を通じて、経営者層による家族手当の形成と展開のみならず社会サービスの創設と拡大をも解明し、その「自由主義」的特徴と限界を解明する。

(1) CCRP の設立と機能

1919年5月に開始されたパリの金属労働者の巨大スト(約20万人の金属労働者中16万5,000人が参加)攻勢を抑制することに成功した「パリ地域金属機械・関連産業グループ Groupe des Industries Métallurgiques et Mécaniques, et Connexes de la Région Parisienne: GIMM」⁴⁰⁾の会長ピエール・リシュモン(Pierre Richemond, 金属機械の Société des Etablissements Weyher & Richemond の経営者)は、こうして自らのリーダーシップを強化する中で、戦時中に導入された物価高(生計費)手当の基本賃金への繰り入れを要求する労働者に対して、直接的にはこのような全般的な賃上げを回避するために⁴¹⁾、最初はロリアンでエミール・マルセッシュ(Émile Marcesche)の努力によって1918年4月1日から⁴²⁾、次にグルノーブルでエミール・ロマーネ(Émile Romanet)の奔走によって1918年5月1日から⁴³⁾、さらに1919年中には他の5箇所⁴⁴⁾で運営開始された家族手当の補償金庫制度に注目し、CCRPの設立を提案する。

その設立総会は、「金属鉱山・関連産業連盟 Union des Industries Métallurgiques et Minières et des Industries qui s'y rattachent: UIMM」⁴⁵⁾の本部(パリのマドリード街7番地)で1920年3月1日にリシュモンを議長として開催される(彼は1925年から1937年まで UIMM の会長になるであろう)。そこでは、職業組合に関する1884年3月21日法に依拠したロリアンやグルノーブルの補償金庫とは異なって結社の自由を全面的に承認した1901年7月1日法に基づくアソシエーション⁴⁶⁾としての「規約 Statuts」と「金庫規則 Règlement de la Caisse」が採択され、また手当の支給サービスは1920年3月1日から機能を開始することなどが決定され、さらに13

人の管理委員会メンバーが任命される（規約の第7条に従って、これらのメンバーの中から会長1名、副会長3名、会計1名が選出されるが、会長に選ばれたりシユモンは1947年1月22日の最後の総会まで一貫してそのポストを維持する）。

「規約」では、「パリ地域の労働者・職員のために扶養家族手当の支給⁴⁷⁾を創始し、その支給に伴う負担の配分 la répartition des charges を、会員がパリ地域で支払う賃金・俸給に比例して⁴⁸⁾ 遂行することを目的とする⁴⁹⁾」として、家族手当の支給とそのため「負担の配分」が主要機能であることが最初に明記される。また当会は年次総会によって統治 (dirigée) され、少なくとも3ヶ月に一度開催される管理委員会（最初は12～20名、1921年に15名、1923年に18名）によって運営・管理 (administrée) されることなどが規定される。ただし、管理委員会会長 (Président de la Commission de Gestion) のリシュモンが後に述べるところによると、「規約はこの点に関しては決して遵守されなかった。[というのも] 彼は、往々にして同じ四半期中に幾度か管理委員会を召集したにしても、逆に何も特別に言うべき事が無い時に単に形式を満たすために召集しなければならないとは考えなかった⁵⁰⁾」からである。それ故、1928年10月17日の総会における規約改定で、管理委員会は少なくとも年2回開催されるという文言に変更される。

他方、「金庫規則」の第1条では手当の具体的内容として、「確定出生手当 primes fixes de naissance」（第8条で第1子は250F、それ以降の子は150Fと規定⁵¹⁾、「授乳手当 primes d'allaitement」（第11条で月額30Fを10ヶ月間支給と規定、しかし1925年に月額50Fを6ヶ月間

と改訂⁵²⁾、14歳までの「月額手当 allocations mensuelles」の3つの手当が掲げられる。そして、注目すべきは、第2条でそれらの支給方法について「家族の母親 (la mère de famille) に、あるいは母不在の場合は児童の養育を引き受けている人に手渡されるか、もしくは葉書為替 mandat-carte で届けられる」とされていることである⁵³⁾。しかも、リシュモン会長が明らかにしているように、まさに「手当の母親への直接支給、それがパリの規則においては一つの絶対的なルールになった⁵⁴⁾」（太字は原文イタリック、以下同様）のである。これは、扶養家族手当が父親に手渡され飲酒などに使われてしまうことを避けるためには、実際に子供を養育している母親にそれが届けられるべきであるという実際的理由ばかりでなく、家族手当は「労働の対価」として労働者＝父親が受け取る賃金の一部や補足では決してなく、あくまで育児という社会的機能への補償であるという理論的理由（原理）からして「絶対的なルール」と考えられている⁵⁵⁾。かくして、「[家族手当] 制度が従っていた原理の論理的適用である母親への葉書為替による支払いは、その人格的で慎重な性格、親密と我々が呼んでいた性格によって、家族手当制度にそれ固有の様相と社会的効力を与える結果になる⁵⁶⁾」と称されるほど、制度の要の位置を占めているのである⁵⁷⁾。

ただし、授乳手当に関しては、第3条で当該金庫に加入している事業所の「母親となった労働者 mère ouvrière」で自ら授乳している女性に対して「出勤条件なしに sans condition de présence」支給すると規定され、男性労働者の乳児の母親（妻）に対するものではないことは明確である（これに対して、出生手当は男性労働者の妻ないし伴侶が「嫡出子ないし非嫡出子

enfant légitime ou naturel」を出産する場合も支給される)⁵⁸⁾。それ故、1921年12月27日の総会における規則改訂で、前記のように3つの手当が同等な資格で併記されていた第1条は大幅に修正され、まず1°「出生確定手当」と2°「月額手当」のみが掲げられ、それに続いて「これら固有な意味での手当以外に、異なったルールに従って支給される授乳手当も付与される」⁵⁹⁾という文言が挿入される。そして第3条において、授乳手当に関する「受給権者 attributaire」は、男性労働者ではなく、あくまで授乳する必要のある「女性の労働者・職員 l'ouvrière ou l'employée」であることが明言されるのである。

なお、1924年10月17日の管理委員会で、男性労働者・職員の妻に対する授乳手当の支給問題が議論されるが、「この措置の費用は年250万F以下で済むようには思えない」⁶⁰⁾ ために、結局これまでと同様に支給されないことになる。しかし他方で、この日の管理委員会では産着類の形態で現物給付として支給される「産前手当 prime prénatale」の創設が決定される。これは、出生手当が出産予定日の1ヶ月前と出産の1ヶ月後とに二分して支給され、産前に半分を受け取るためには1ヶ月前にはその申告をしなければならないのに、なかなかそれが守られないところから、「有効な時に将来の出生に関する通知が得られるようにするには、求められる期間内に出生の予告をする家族に対してのみ支給される一つの手当を創設するしかないだろう」⁶¹⁾ と考えられたからである。こうして、有効性を考慮し産前1ヶ月ではなく妊娠6ヶ月中に産前の医療検診を受けて妊娠の申告をした労働者家族に対する新たな手当が登場する⁶²⁾。要するに、「この措置は、あまりにもしばしば無視された産前の衛生管理 l'hygiène prénatale を

行うように無頓着な母親を導くために必要とされた。また結核と梅毒というこれら二つの社会的病気と同様に異常妊娠を確実に見出さなければならなかった」⁶³⁾ からである⁶⁴⁾。

さらに、第3条で最初は「出生手当と月額手当は受給権者の男女労働者 (l'ouvrier ou l'ouvrière attributaire) が少なくとも1年前からパリ地域で働いているという条件においてのみ支給される」と規定されていたが、前記の1921年12月総会でこの条件は削除され、かつ出生手当と月額手当の受給権者として「家長 (世帯主) chefs de famille」である労働者という規定が初めて導入される。この規定の導入は、「高い追加手当で増額される賃金に誘惑されて、母親が子供をほったらかして家の外に [働きに] 出る」⁶⁵⁾ 風潮が醸し出されてきたことを危惧し、家族手当の目的は、このような母親の就労促進ではなく⁶⁶⁾、あくまで児童を扶養する「家長」に対する金銭的補助であることを明確にするためであった (とは言え、家族手当は、以前と同様に「家長」である父親には支払われず、その受領者 allocataire である「家族の母親に手渡されるか、もしくは葉書為替で届けられる」という前述の第2条の「絶対的な」規定は堅持される)。それ故、こうした「家長」とみなされうる次の7つのケースが第3条に明示されるに至る。つまり、①家族の父親 (Père de famille)、②未亡人の家族の母親 (Mère de famille veuve)、③離婚した家族の父親 (裁判所から子供の監護を命ぜられた場合)、④離婚した家族の母親 (同)、⑤非嫡出子を認知した労働者、⑥子供が父親によって認知されなかった未婚の母、⑦実子はいないが孤児を実際に扶養している労働者、である。ただし、これらの「家長」ではない女性の労働者・職員でも、次

表2 CCRPの手当額の推移

	1920年	1923年	1926年	1936年	1937年	1939年	1942年	1944年
第1子	10F	10F	30F	30F	60F	75F	0	0
第2子	20F(30F)	30F(40F)	40F(70F)	50F(80F)	100F(160F)	150F(225F)	170F	225F
第3子	30F(60F)	50F(90F)	50F(120F)	120F(200F)	150F(310F)	225F(450F)	510F	675F
第4子以降	30F(90F)	80F(170F)	80F(200F)	200F(400F)	200F(510F)	225F(675F)	510F	675F

出所) CCRPの管理委員会と年次総会の議事録等より作成。括弧内は子供数による合計金額。

表3a 家族手当の全国平均月額（1925年と1930年）

子供数	補償金庫		国家公務員
	1925年	1930年	1930年
1人	19F	28F	55F
2人	48F	70F	135F
3人	90F	123F	265F
4人	140F	(200F)	425F
5人	194F	270F	585F
6人	256F	389F	745F

出所) D.Ceccaldi, *op. cit.*, p.37 et Talmy, *op. cit.*, II, p.140. 括弧内は筆者の補足。

の4つの場合には例外的に受給権者になりうると規定される。すなわち、①既婚（あるいは子供が父親によって認知された）女性でその夫（あるいは子供の父親）が家族手当を支給する事業所ないし行政機関に勤めていないことを証明しうる場合、②既婚（同）女性でその夫（同）が恒常的労働不能の状態にあり、かつ既に受給権者でない場合、③夫によって明確に遺棄された家族の母親、④子供の父親によって明確に遺棄された未婚の母、のケースである。

また月額手当は、当初「かなり大きい出生手当に比べて、むしろ劣位にあったにしても…1920年代中に数倍に増額され、次第に労働者家族の所得の重要な部分となって」⁶⁷⁾ 家族手当の中核となる給付である。これは、当該事業所で少なくとも1ヶ月働いたことを支給条件として（第4条）⁶⁸⁾、第12条で最初は第1子に10F、第

表3b 家族手当の全国月額（1934年）

子供数	デクレによる最低月額	平均月額	最高月額
1人	15～30F	25F	55F
2人	30～70F	64F	125F
3人	54～120F	118F	205F
4人	74～200F	190F	315F
5人	94～280F	264F	425F
6人	114～360F	385F	535F

出所) G. Bonvoisin, *L'Institution Française des Allocations Familiales*, Centre d'Informations Documentaires, Paris, s.d. (1935), p.8 et p.10.

2子に20F、第3子以降に30Fと規定されるが⁶⁹⁾（国家公務員では1918年11月以降は第1子・2子に月額27.5F・年額330F、第3子以降は月額40F・年額480F）⁷⁰⁾、この月額はその後、表2のように改訂されていく⁷¹⁾。他の補償金庫と比較して、1930年代半ばまでCCRPの支給額がそれほど高くないことが表3a・表3bから分かるが、これは当時パリの生計費指数（1929年末で565）が他の都市と比べて（同年末でリール725、マルセーユ659、アミアン606、ボルドー597、リヨン510）⁷²⁾ 相対的に高くなかったことと関連しているものと考えられる。

さて、CCRPのこの月額手当に関して特記されるべきは、当初から金庫規則の第17条で、原因が労災かどうかにかかわらず「加入事業所の労働者である家族の父親が死亡した際[にも]、月額手当は家族の母親に支給され続ける。…

[また] 加入事業所の女性労働者で、扶養児童を有する寡婦または離婚者である家族の母親、あるいは夫が労働不能の状態にある母親が死亡した際、月額手当は児童の扶養を担う人に支給され続ける」と規定されていることである。この規定は、まさに家族手当が「労働への対価」である賃金の一部ではないという考え方から導き出されたものであることは明確である⁷³⁾。しかし、1922年時点で家長・世帯主が死亡しても月額手当を支給し続けたのは、CCRPに加えてアルジェ、シャルルヴィル、モンリュソンの3金庫のみであり、「大部分はその支給を停止し、他方で幾らかの金庫が臨時に、また一定の条件の下で支給を継続している」⁷⁴⁾ 状況である。とはいえ、1930年1月1日において労災後という条件の下で手当を全面的に継続する金庫は93に拡大し⁷⁵⁾、1932年法は労災による死亡の場合のみ家族手当支給の継続を義務付けた。なお、1932年12月のCCRP管理委員会は、それ以前と同様に労災以外の場合でも支給を継続することを確認している⁷⁶⁾。

最後に、家族手当を受給しうる賃金の最高限度に関しては、ロリアンの金庫では年収6,000Fまで、ルーベでは8,000F、オルレアンは9,000F、ボルドーで1万2,000F、ディジョンでは子供1人の場合8,000F、2人では9,000F、3人以上の場合1万Fと規定されていたが⁷⁷⁾、CCRPではリシュモン会長が述べているように「規則の推敲の際に、この問題は長時間に渡って議論された [けれど] …家族手当は下級の労働者・職員のみに対して施される慈善 *une charité* ではなく、一つの社会的状態 *un état social* の認定である」⁷⁸⁾ ことから最初は何らの制限も設けられていない。また1920年10月22日の総会で年2万4,000Fの限度額が設定されたものの、翌年には

この制限も撤廃されて「賃金・俸給の金額がどうであれ [出生・月額] 手当と授乳手当が支給される」⁷⁹⁾ ようになる。なお、1929年末のフランス全土の225金庫中、賃金・俸給による制限を課しているのは66金庫にとどまっており、大多数（159金庫）はCCRPと同様に制限を設けてはいない⁸⁰⁾。こうして、既述のように1918年11月14日法によって給料の上限なしに家族手当が支給された国家公務員に続いて、一部に制限が残されているにせよ民間の補償金庫でも家族手当のユニバーサル化が1932年法以前から明確に進展していたのである。また、この事実を踏まえてこそ、32年法は賃金・俸給による制限なく労働者・職員が扶養する全ての児童への家族手当の支給を第2条で規定することになる。

(2)最初のCCRP「金庫規則」に対する重要な修正

ところで、他の補償金庫では家族手当が金庫によって直接支給されることもあったが⁸¹⁾、CCRPの場合には「金庫規則」の第13条で「加入する各事業所の采配で支払われる *versées par les soins de chaque Etablissement adhérent*」と規定され、各企業・事業所による支給が最初なされていた。この方式を採用した理由は、設立されて間もない金庫の中央業務が肥大化することを避け、その費用を節約することであった⁸²⁾。しかし、一方で郵便為替の料金が引上げられるに連れて郵送費が1家族当たり月1.6～1.8F、年間では20Fかかり、金庫全体では年に約200万Fにもなり、他方で1932年法の実施によって、これまで未加入の中小企業が大量に加入してくるために、CCRPもその1932年12月の総会で「規則」を変更して金庫による直接支給に転換していく⁸³⁾。この総会で会長のリシュモンは、変更の理由を3点挙げている。第一の理

由は、大企業の場合は家族手当の支給のために十分な時間を費やすことのできる従業員を抱えているが、中小企業でそれは期待できないことである（とりわけ32年法は、不完全就業の月でも労働日に応じた家族手当の支給義務を課したために、それだけ事務手続きが煩雑になる）。第二に、母親への手当支払いの9割は郵便為替でなされており、その高張る費用を節約するために、金庫の補助職員（employés auxiliaires）による宅配方式を採用すれば1家族当たり月0.3~0.75Fで済む上に、加入企業もその仕事が節約できることである（この総会時点でもルノーやアルストムなどを初めとして既に1万1,000家族に対しては退職者などの金庫嘱託によって直接に宅配されていた）。第三に、この金庫による宅配によって父母共稼ぎ家族に対する二重払いを防ぐことが容易になることである（32年法は共働きの場合に両方への手当支給を義務化していない）。これまでCCRPでは妻の雇用主は、その夫の雇用主によって手当が支払われていないという証明書の提示がある場合のみ妻に手当を支給していたが、この証明書は半年に1度しか更新されないので二重支払いは部分的にしか避けられていなかったのである⁸⁴⁾。しかも、「我々の受給権者の少なくとも8%は、その夫も賃金取得者である母親を代表者としており」⁸⁵⁾、その全員に二重払いすれば年間では600万Fにもなるとリシュモンは管理委員会で述べている。

最初の「金庫規則」に対する修正に関しては、この支払い方法の問題以外では外国人労働者の取り扱いの変更が重要である。初めは「規則」の第19条で「外国人労働者・職員が扶養家族手当の恩恵に浴することは認められない」と規定されていたが、早くも1920年3月12日に開

催された最初の管理委員会で修正意見が台頭する。というのも、まず他の「補償金庫の大多数は外国人を認めている。他方で我々の産業の多くは外国人労働力なしで済ますことができない」⁸⁶⁾からである。かくして、1920年7月28日に臨時総会が開催され、第19条の変更提案が可決される（反対は3票のみ）。その条文では、「フランス人従業員以外では、1914-18年の時期中にフランスと戦争状態になかった国の所属民である外国籍の労働者もしくは職員（女性の労働者・職員）には扶養家族手当の恩恵に浴することが認められる。ただし、これらの手当は、フランスないしフランス植民地に居住している児童に対してのみ支給される」⁸⁷⁾と規定され、1920年の第3四半期から実施に移される（しかし、出生手当と授乳手当は外国人労働者には支給されない）。そして、「居住」に関する最後の但し書きの部分が、1927年の総会で「[外国人]家族の6歳以上で13歳未満の児童全員が私立であれ公立であれフランスの学校の授業を勤勉に受けることを条件として」⁸⁸⁾と改訂され、外国人労働者への家族手当支給はフランスへの同化政策の一環として位置付けられて行く。この点は、「我々は何よりも自国労働力の発展を追及しなければならないし、家族手当はその出生促進の側面によってそれに貢献している。しかし、我々は外国人労働力なしで済ますことができないのだから、この労働力を吸収・同化・自国民化するよう次に務めなければならない。…自らを同化させることに同意する外国人だけしか優遇しないことが肝要である」⁸⁹⁾という同総会におけるリシュモン会長の発言に明確に示されている⁹⁰⁾。さらに、フランス植民地に居住する場合は児童の扶養実態が不明確であることから、1931年の総会で第19条は、国籍に拘わらず

「通常はフランスで生活している児童のみが月額手当 mensualités を受給する」⁹¹⁾ という文言に修正される⁹²⁾。そして、1932年法でも「労働者ないし職員に扶養され、フランスに居住している résidant en France 全ての児童」に対する家族手当の支給が規定されるのである。

なお、10年後の1942年9月28日法は児童がフランス植民地の北アフリカに居住している場合にも家族手当の支給を義務付けるが、これはドイツの占領当局がフランスで雇用している従業員に対して、その子供が北アフリカに居住している場合も家族手当を支給してきたことを受けて制定される法律である。その上、占領当局に雇われている従業員への家族手当の支給が1942年11月1日以降は補償金庫に委ねられることになり、CCRPもこの日以降は北アフリカに居住する児童に対して家族手当を再び支給するようになる。ただし、植民地の家族手当制度は本国のとは非常に異なっていることもあり⁹³⁾、CCRPは北アフリカに居住する児童に対しては「単一賃金手当なしに、第1子から一人当たり月額150Fの一律手当を支給する」⁹⁴⁾ ことになる（フランスに居住する児童には、表2に示されているように、この時点では第2子に170F、第3子以降には510Fが支給されるのに対して）。

さて、最初の「規約」と「金庫規則」に全く欠如していた一つの重要な問題を最後に指摘しなければならない。それは、全職業の補償金庫であるCCRPの複数セクションへの分割問題である。最初は加入企業・事業所の属する産業に拘わらず一律の拠出（賃金の約1.2～1.4%）によって負担の均等化が行われており、こうした分割をする必要性はあまり感じられていなかった。確かに1920年10月の管理委員会では、産業

毎の特性を考慮し異なった拠出率を設定することが議題になっているが、「最初の補償 [1920年3～5月] 結果の精密な検討によって、多様な特性を有する従業員構成の差異は、考えられえたのとは反対に、全く取るに足りない負担の相違しかもたらさなかったことが示された。従って、産業の特性によって異なる拠出率の設定問題は検討計画から除去されなければならない」⁹⁵⁾ という結論が引き出されていた⁹⁶⁾。

しかし、当時パリ地域の店員の子供数はかなり少なく、商業部門の経営者は、独立したセクションを形成することによって低い拠出率が可能となると考え、セクションへの分割を強く主張したのである。そして、1921年12月の総会における規則の改訂で、「職業セクション Sections professionnelles」ないし「職業間セクション Sections interprofessionnelles」に関する規定が導入され、「セクションのメンバーは彼らの工業・商業あるいは職業 profession の必要に適合した負担の配分制度を採用しうるのである」⁹⁷⁾ という文言が挿入される（37条の2）。こうして、1921年の第4四半期の補償からCCRPは「工業セクション」と「商業セクション」の二つにまず分割され、この第4四半期の拠出率は前者が賃金の1.36%だったのに対して後者は0.91%とかなりの低率になる⁹⁸⁾。さらに1922年の第3四半期にはそれぞれ1.30%と0.96%であり⁹⁹⁾、また1922年12月31日におけるCCRPの加入企業・事業所総数840の内、704が工業セクション、136が商業セクションに属している¹⁰⁰⁾。

その上、CCRPのより多くのセクションへの分割が、既述のように公共事業の落札者に対して家族手当の支給と補償金庫への加入を義務付けた1922年法と1923年の7月13日付デクレ・8

月28日付アレテによって促進されていく。とりわけ、このアレテによって、補償金庫が認可されるためには建設・公共事業に固有の金庫か、または（ある金庫の）別会計を有する当該産業セクションでなければならないと規定され、さらにセーヌ県の行政委員会によって設定された公共事業の家族手当月額ミニマムは、子供1人が20F、2人に50F、3人が90F（これ以降も1人当40Fがプラス）であり、CCRPの改訂月額とも異なっていた。こうして、独立した公共事業セクションの設立を余儀なくされたCCRPの管理委員会は、これまでの工業セクション内での一律拠出率が多くの不平等を引き起こしており、「高賃金の産業はそれらの実際の経費を遙かに超える拠出を行っている [ことを考慮し] …規則37条の2を適用して、商業セクション以外に8つの他の職業セクションを創設することを決定する」¹⁰¹⁾のである（この決定は1923年9月26日の臨時総会で承認）。それらは、①自動車・航空機、②金属・機械・電気、③奢侈品・高度精密産業、④建設・同資材供給、⑤化学製品・製紙・ゴム、⑥食料品、⑦被服・繊維・皮革、⑧公共事業（別個の家族手当月額を支給）、の各セクションである。そして、「補償の職業

化 professionnalisation de la compensation」と言われた職業セクション毎の負担の均等化（しかも、④、⑧および商業のセクション以外は男女別の補償）がなされるようになる¹⁰²⁾。

以上のようにして1923年から本格的に開始されたセクションへの分割と「補償の職業化」は、1933年までさらに推し進められ（1926年には農業セクションも創設されるが¹⁰³⁾、翌年に廃止される¹⁰⁴⁾、職業セクションの数は28に拡大する。とりわけ、CCRPの創設をリードし、その基軸産業であり続けた金属・機械産業では10もの職業セクションが創設され、1933年で従業員7万人を擁する「自動車セクション」から3,000人前後の「銅・青銅製品」、「ブリキ・錫・金属彫版・電気メッキ製品」、「調質金属」の各セクションまで細分化される¹⁰⁵⁾。しかし、1932年法が実施に移される過程で、労働省は「職業化を承認するが、それを多くの従業員を擁する幾つかの大セクションに限定する」¹⁰⁶⁾方針を打ち出し、これらの28の内、セーヌ県では6つの職業セクションしか認可されず、これ以降はセクションの整理・統合がなされるのである。以下の表4は、セーヌ県のこれら6つの職業セクションと1つの一般（職業間）セクシ

表4 CCRPのセクション別拠出率（1934年）

セクション		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
(セーヌ)	金属・木材	1.78%	1.75%	1.85%	1.85%
	一般セクション	2.30%	2%	2.10%	2.05%
	本社	1.10%	1.10%	1.30%	1.35%
	出版業	1.20%	1.20%	1.30%	1.25%
	食料品	1.89%	1.79%	1.89%	1.79%
	皮革	2%	1.75%	1.85%	1.65%
	被服	1%	1%	1%	1%
多職業セクション（セーヌ・エ・ワーズ）	未設立	2.56%	2.66%	2.55%	
公共事業（セーヌ外）	未設立	3.35%	3%	3%	
窯業（セーヌ・エ・ワーズ）	未設立	4.60%	4.70%	4.80%	
職業間セクション（ワーズ）	3.40%	3.40%	3.50%	3.60%	

出所) AN, F22 1536, Sous-dossier <Etats et bilans>.

ヨン, および CCRP の他県のセクションにおける1934年の抛出率である。この表からも, セーヌ県の職業セクションは職業間セクションよりも低い抛出率であり, またセーヌ以外の県ではかなり高い抛出率となっていることが明らかである。なお, セーヌ県以外のこのような高い抛出率は, 主として, そこで支払われている賃金の低さに起因している¹⁰⁷⁾。

注

- 1) 第一次大戦前において「レオン・ブルジョワによって有名となった連帯主義の哲学は, しばしば保険思想発展の土台として引き合いに出されるが, それはまた公的扶助立法の発展の知的基盤を成している」(Didier Renard, *Assistance et assurance dans la constitution du système de protection sociale français*, *Genèses* 18, Janvier 1995, p.31) たこと, そして, そこに第一次大戦後の時代との大きな質的差異があることを看過してはならないであろう。
- 2) 戦後社会保障制度の主要な設計者で「フランスのベヴァリッジ」と称されている P. ラロックは, 当初から「雇用主の抛出の大きさは受益者のそれよりも遥かに大きい」(Pierre Laroque, *Le Plan Français de Sécurité sociale*, *La Revue Française du Travail*, avril 1946, p.19) ものと恐らくなることを明言している。
- 3) 拙稿『『保険的福祉国家』の変容～現代フランスにおける社会・福祉政策の展開～』, 『総合社会福祉研究』(総合社会福祉研究所), 第22号, 2003年3月発行, 参照。
- 4) G. エスピン・アンデルセン著/岡沢憲夫・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房, 2001年, 29頁。
- 5) Bruno Palier, *Réformer la Sécurité sociale: Les interventions gouvernementales en matière de protection sociale depuis 1945, la France en perspective comparative*, Thèse pour obtenir le grade de Docteur en science politique, Institut d'Études Politiques de Paris, 1999, p.541.
- 6) Bruno Palier, *Gouverner la Sécurité sociale: Les réformes du système français de protection sociale depuis 1945*, Paris, Presses Universitaires de France, 2002, p.103.
- 7) *Ibid.*, p.100.
- 8) 最も早くは海軍省の1860年12月26日通達によって, 5年以上勤務している水兵や登録海員に対して10歳未満の子1人に付き10サンティームの日手当が支給された。Cf. G. Bonvoisin et G. Maignan, *Allocations Familiales et Caisses de Compensation*, Paris, Imprimerie MARTIN-MAMY, CROUAN & ROQUES (Lille-Paris), 1930, p.3; Alisa DEL RE, *Les femmes et l'État-providence: Les politiques sociales en France dans les années trente*, Paris, L'Harmattan, 1994, p.119, note 8.
- 9) Cf. Robert Talmy, *Histoire du Mouvement familial en France (1896-1939)*, Paris, Union Nationale des Caisses d'Allocations Familiales, 1962, Tome I, p.93.
- 10) Cf. *Ibid.*, p.113; Henri Hatzfeld, *Du Paupérisme à la Sécurité sociale*, Paris, Armand Colin, 1971, p.174. この政令は, 公共事業を落札する企業に対して, ①週休, ②外国人労働者数の制限, ③1日の労働時間の通常時間への制限, ④労働者に通常の賃金を支払う義務を課したものである。Cf. Paul Pic, *Traité élémentaire de Législation industrielle: Les lois ouvrières*, Quatrième Édition, Paris, Arthur Rousseau, 1912, p.794.
- 11) Cf. Paul Dépret, *Étude sur l'Œuvre Sociale de la Compagnie des Chemins de Fer de L'Est*, Thèse pour le Doctorat, Université de Paris, Faculté de Droit, Verdun, Imp. H. FREMONT et Files, 1936, pp.149-150.
- 12) Cf. Ch. Dieude, *Les Allocations Familiales: Historique, État actuel en France et à l'étranger, Résultats acquis, Nature économique et juridique, Avenir de cette Institution*, Louvain, Éditions de la Société d'Études morales, sociales et juridiques, 1929, p.20.

- 13) 本法 (ストロース法 *loi Strauss*) と1913年7月30日の財政法は、産前4週間の休暇も任意に取得可能とし、生活費に欠ける女性労働者には全部で8週を超えない範囲で1日0.5~1.5Fを国が支給し、1.5Fを超える場合はその超過分がコミューンの負担となることを規定した。ちなみに、1913年の女性労働者の日給は2フラン以上だった。Cf. Anne Cova, *Droits des femmes et protection de la maternité en France 1892-1939*, Thèse de l'Institut Universitaire Européen de Florence, 1994, p.248.
- 14) Cf. Talmy, *op. cit.*, tome I, p.160.
- 15) Cf. *Ibid.*, p.90.
- 16) なお、第一次大戦後には1923年7月22日の「多子家族国家助成法 *Loi d'encouragement national aux familles nombreuses*」によって、一般所得税を免除されている多子家族に対する手当も創設される。その金額は財政法で毎年決定されたが、1925年7月13日の財政法では13歳未満の子供1人に付き年120Fであり、同じ財政法で子供1人に付き年150~180Fと定められた1913年の「多子家族扶助手当」との併給も認められた。Cf. Talmy, *op. cit.*, II, pp.24-25; Val. Fallon, *Les Allocations familiales en Belgique et en France*, Louvain, Éditions de la Société d'Études morales, sociales et juridiques, 1926, pp.20-22.
- 17) Cf. Susan Pedersen, *Family, Dependence, and the Origins of the Welfare State: Britain and France, 1914-1945*, Cambridge University Press, 1993, p.80.
- 18) Cf. André Fonvieille, *Étude critique du Régime des Allocations aux Familles des Militaires soutiens indispensables*, Thèse pour le Doctorat (Sciences politiques et économiques), Université de Montpellier, Faculté de Droit, Montpellier, "L'Abeille" Imprimerie coopérative, 1919, pp.138-139.
- 19) Cf. Dieude, *op. cit.*, pp.40-41. また、この国家の例に倣って、同様な手当が多くの県や大都市の地方公務員にも支給されるようになる (cf. *ibid.*, p.41, note 3).
- 20) 国家公務員の家族手当額の1929年までの引上げについては、Talmy, *op. cit.*, II, p.140を参照。
- 21) Cf. Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.6.
- 22) Cf. Yves Helleu, *Les Caisses de Compensation d'Allocations Familiales depuis la Loi du 11 Mars 1932*, Thèse pour le Doctorat, Université de Paris, Faculté de Droit, Paris, Librairie Technique et Économique, 1937, p.3.
- 23) Cf. Georges Guitton, *Léon Harmel 1829-1915*, Paris, Editions Spes, 2^e Edition, 1933, Tome I, p.290. なお、ヴァル・デ・ボワでは同一家族の全メンバーの稼ぎを一つの支払伝票に集計する慣習があり、当時その総額が誰に支払われるべきかが問題になった際に、組合側が「酒場…やその他の誘惑を考慮して、母親に支払われることを一時期了承した」(*ibid.*, p.292)ことは、「家族賃金」の考え方や後述する第一大戦後における家族手当の母親への支払いとも関連して特記に値すると思われる。
- 24) Dieude, *op. cit.*, p.21.
- 25) つまり、家族手当制度の2人の主導者が述べているように、「彼ら[制度の創設者たち]は物価高手当をより合理的に整備することを望んでいた」(Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.31)のである。
- 26) Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.15, note (2).
- 27) Cf. Dominique Ceccaldi, *Histoire des Prestations familiales en France*, Paris, Union Nationale des CAF, 1957, p.21.
- 28) André François-Poncet, *La vie et l'œuvre de Robert Pinot*, Paris, Armand Colin, 1927, p.331.
- 29) 全国の補償金庫を結集した「家族手当中央委員会 Comité Central des Allocations Familiales」の事務長 (directeur général) として中心的に運動を担ってきた Georges Bonvoisin も、「最初は反対されていた、この立法介入の必要性は、恐慌が[家族手当]制度の自発的拡大を鈍らせるようになると誰の目にも明らかになった」(G. Bonvoisin, *L'Institution Française des Allocations Familiales*, Paris, Centre d'Informations Documentaires, s.d. [1935], p.8)と証言している。

- 30) Cf. Georges Heyman, *Les Allocations Familiales en Belgique: Commentaire de la loi du 4 août 1930, portant généralisation des allocations familiales*, Bruxelles, M^{son} FERD. LARCIER, 1931.
- 31) ただし、本法は、3,000人以上の従業員を擁する企業・事業所について、例外的に金庫加入なしで個別に家族手当を支給しうる「独自サービス services particuliers」が認可されることも規定している。
- 32) これらは商工業や自由業に関するものであるが、農業に関しても1936年から37年に4つのデクレが出されている。Cf. Archives Nationales (以下ANと略記)、F2 2023, Rapport du Ministre du Travail au Ministre de l'Intérieur, daté du 6 novembre 1937; Louis Alvin, *Salaire et Sécurité Sociale*, Paris, Presses Universitaires de France, 1947, p.157.
- 33) この「主婦割増」金額の設定は、本政令法に関する1939年3月31日の「公行政規則 Règlement d'Administration Publique: RAP」によってなされたものであるが、他方で政令法はその第2条で、「専業主婦」でなくても児童を自己の賃金だけで扶養している母親の女性労働者には同じ「割増」手当が支給されることを規定している(後の「単一賃金手当」の女性版)。
- 34) 1938年11月12日政令法で創設された主婦割増は、翌年の家族法典で本格的な「主婦手当 allocation de la mère au foyer」(法典の第23条)となり、最終的にはこの「単一賃金手当」に取って代われる。
- 35) Cf. Ceccaldi, *op. cit.*, pp.75-76 et p.81.
- 36) こうして最初の金庫が1923年9月14日に認可されるが、それはパリの建設・公共事業の補償金庫 (la Caisse de Compensation du Bâtiment et des Travaux Publics, 9, Avenue Victoria, à Paris) であった。Cf. Dieude, *op. cit.*, p.66.
- 37) Cf. Helleu, *op. cit.*, p.224.
- 38) この内、家族手当を受給しているのは8万9,000人(男性が7万3,000人)である(Cf. Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.51)。従って、労働者全体の21.4%しか給付を受けていないが、伝統的にパリでは子持ち労働者は少数派であった。ちなみに、CCRP 創設のための1919年9月調査(対象はパリ地域の金属労働者)でも子持ちの労働者は4割以下にすぎない(cf. P. Richemond, <Allocations pour charges de famille et Caisses de Compensation>, *Revue d'Économie Politique*, Tome XXXIV, Septembre-Octobre 1920, p.591)。
- 39) これらの議事録は、1923年から一貫してCCRPのディレクター(directeur)を務めたGustave Maignan(彼の任命は1923年9月6日の管理委員会で承認される)の子息から家族手当全国金庫に寄贈されたものであり(cf. Jean Lygrisse, <Monographie de la Caisse de Compensation de la Région Parisienne>, Comité d'Histoire de la Sécurité Sociale, *Bulletin de Liaison*, 8, Novembre 1980, p.33), 今日ではパリ近郊 Arpajon の家族手当金庫史料部に保管されている。2004年8~9月の短期滞在の際、ここに移送された時のダンボールに入ったままの議事録を探し出して、自由に閲覧させてくれた同史料部のアルシヴィストの皆さんに記して感謝の念を表したい。
- 40) 1917年に Louis Renault のイニシャティブで結成されたGroupe des Industriels de la Région Parisienne は1920年からこの名称に変更され、1920年の約400企業から1922年末に1,009企業を擁する大経営者団体となる。Cf. Paul V. Dutton, *Origins of the French Welfare State: The struggle for social reform in France 1914-1947*, Cambridge, Cambridge University Press, 2002, p.15-16.
- 41) 一般的にも、「家族手当の支給が往々にして新たな賃上げ要求の後に決定されたことが間違いないと認められる」(Dieude, *op. cit.*, p.143)のである。またリシュモン自身、家族手当が「物価高手当の単なる分化 une simple différenciation des primes de vie chère から出発した」(Richemond, *art. cit.*, p.605)ものであり、補償金庫は「雇用主の間で、彼らの従業員の家族扶養負担における不平等というリスクに対する一種の共済 une sorte de mutuelle」(*ibid.*, p.592)

- として設立されたと述べている。
- 42) フランス最初の補償金庫を創設したマルセッシュは、木材や石炭の輸入業者であり、当時はロリアン商業会議所の会頭を務めていた。Cf. Dieude, *op. cit.*, pp.39-40.
- 43) Cf. Dieude, *op. cit.*, pp. 37-38. しかし、この当時、マルセッシュとロマーネは相互に相手の活動について知ることなく、それぞれ独自に金庫制度を考案したとされている。Cf. Paul Dreyfus, *Émile Romanet, père des Allocations Familiales*, Grenoble, Arthaud, 1964, p.80.
- 44) それらは、① Caisse Patronale du Sursalaire familial de Rouen, ② Caisse de Compensation des Allocations Familiales du Comité Métallurgique de Champagne (St-Dizier), ③ Caisse Régionale des Institutions familiales ouvrières de Nantes, ④ Caisse de Compensation: La Famille de Fourmies, ⑤ Caisse d'Allocations Familiales de l'Association syndicale des Hôtels de Cannes et des environs である (cf. Dieude, *op. cit.*, pp.41-45 et p.52)。さらに付け加えるなら、1917年6月にドイツ占領下で創設が決定された Roubaix-Tourcoing の共済・補償金庫 Familia も1919年に「繊維産業コンソーシアム」の金庫として運営を開始している (cf. Ceccaldi, *op. cit.*, p.20)。
- 45) UIMM は1901年1月28日に、とりわけ1899年にフランス最初の社会主義者の大臣 (商工業相) となった Alexandre Millerand の政策に対抗するために結成された (cf. *L'UIMM, cent ans de vie sociale*, Ouvrage publié sous la direction de Jacques Marseille, Paris, UIMM, 2001, p.14)。なお、この UIMM が書記局長 Alfred Lambert-Ribot 名で加入メンバーや地域組織に宛てた1919年3月25日付け回状でグルノーブルの先例 (この補償金庫は、イゼール、サヴォワ、オート・サヴォワ3県の金属機械産業の経営者組合によって設立) に従うようアピールを発し、「UIMM に加盟している55の地域経営者組合の内、43組合が補償金庫の創設に積極的な役割を果たした」(Jean Duporcq, *Les Œuvres sociales dans la Métallurgie française*, Paris, Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence, 1936, pp.36-37) ことは強調されなければならない。
- 46) フランス最初の金庫であるロリアンの金庫は「ロリアン・当該地域産業経営者連盟 Fédération patronale de l'Industrie de Lorient et de sa région」によって管理され (cf. Dreyfus, *op. cit.*, p.81), またグルノーブルの金庫は直接的には賃金紛争の後1918年4月29日に調印された団体契約に基づいて設立され、「イゼール県機械・ボイラー製造・製錬業者組合 Syndicat des Constructeurs, Mécaniciens, Chaudronniers et Fondateurs de l'Isère」によって管理されており (cf. Dieude, *op. cit.*, pp.37-38)。どちらもいわば経営者組合の活動の一環であった。しかし、この場合に家族手当は賃金と同様に労働協約の対象となり、両者の区別が不明確になるために、その後の大部分の金庫は、CCRP と同様に組合とは別個の独立したアソシエーションの法形態をとるようになる (cf. G. Bonvoisin, <Rapport sur les Allocations familiales au point de vue juridique et social>, Comité des Allocations Familiales, *Congrès National des Caisses de Compensation, tenu à Paris, le 4 Juillet 1921, Compte-Rendu*, Paris, Imprimerie Dubreuil, Prèrebeau et C^{ie}, 1921, p.20)。
- 47) 後述のように CCRP によって提供されるサービスの種類が次第に拡大され、とりわけ1925年に疾病保険が組み込まれることになった時の総会で、この箇所が続けて「また、より一般的には従業員の境遇の改善を目的とする全てのサービス [を創始し、それらのサービスに伴う負担の配分を…]」(CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale du 27 Novembre 1925) という文言が挿入される。
- 48) この方式が最も多く、1930年初めに機能していた230金庫中150金庫 (65.2%) によって採用されていた (cf. Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.68)。さらに、1937年時点では補償金庫の72%が賃金総額に基づき、従業員数を基準にしていた金庫は12%、総労働日数に基づいていた金庫が11%である (cf. Helleu, *op. cit.*, p.105)。

- これら以外に少数ではあるが、売上高を基準にしたり、農業の金庫では農地面積に基づいたりして、加入メンバーは（それぞれの従業員の子供数と無関係に）それらの一定比率を家族手当の支給のために平等に負担することによって、家族手当費用の均等化を行うのが補償金庫の基本的なメカニズムである。ちなみに、「1921年において諸金庫に納入された拠出額の平均は、賃金の1.60%であった」（Pierre BEZARD-FALGAS, *Les Syndicats patronaux de l'Industrie métallurgique en France*, Thèse pour le Doctorat, Université de Paris, Faculté de Droit, Paris, Éditions de la Vie universitaire, 1922, p.255）。
- 49) CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale constitutive du 1^{er} Mars 1920. 「規約」と「金庫規則」からの引用は以下同様。
- 50) CCRP, Commission de Gestion, Procès-Verbal de la Réunion du 25 Septembre 1928.
- 51) CCRP 以外の補償金庫の大部分も出生手当を支給していたが、その額は100F から300F である (cf. Helleu, *op. cit.*, pp.207-208)。また、サン・テチエンス地域の金庫のように、女性労働者の出産に対しては労働者の妻の場合よりも高額の出生手当を支給するところもあった (cf. <Monographie de la Caisse de Compensation de la Région stéphanoise et d'Annonay, Rapport présenté par M. Sierro>, Comité Central des Allocations Familiales, VIII^e Congrès National des Allocations Familiales, Lyon—St-Chamond—St-Étienne—Le Puy—Vienne—Vals-Bains, 14-17 Mai 1928, *Compte Rendu*, Lille-Paris, Imprimerie Martin-Mamy, Crouan & Roques, 1928, p.195)。
- 52) 他の補償金庫でも授乳手当の支給総額は300F が多かった (cf. Helleu, *op. cit.*, p.209)。なお、1926年の補償金庫総数210の内、「165金庫が出生手当を、73金庫が授乳手当を設けていた」(Dieude, *op. cit.*, p.82) が、両手当とも補償金庫の「私的イニシヤティブ」に基づくものであり、国や公共機関の家族手当制度には含まれていなかった (cf. Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.25 et p.27)。とは言え、出生手当に比べて授乳手当を支給する補償金庫の数は少なかったもので、既に1923年の家族手当全国大会で授乳手当の創設が勧告されている。ただ、それはこの手当によって「母親が出産後の少なくとも3ヶ月間は家に留まることが可能となる」(Comité des Allocations Familiales, III^e Congrès National des Allocations Familiales, tenu à Nantes du 4 au 6 Juin 1923, *Compte Rendu*, Lille, Imprimerie Martin-Mamy, Crouan et Roques, 1923, p.151) のを期待してであった。
- 53) CCRP のこの規定は先駆的であり、1920年代の初めはまだ一般的でなかったが (cf. BEZARD-FALGAS, *op. cit.*, p.244)、次第に例外的では決してなくなり、1937年のYves Helleuの前掲書は、attributaire (その労働によって家族手当への権利が付与され、経営者が加入している補償金庫の名簿に記載されている賃金取得者=受給権者) と allocataire (子供の面倒を実際に見ており、定期的に家族手当を受け取っている人=受領者) および bénéficiaire (手当の受益者=子供) を区別し (p.131)、「大部分の金庫規則に従って、一般的に allocataire は母親 (la mère de famille) である」(p.156) と明言している。なお、1932年7月にフランクフルトで開催された第二回国際社会事業会議で「家族と社会事業」の問題が議論され、「本会議は、フランスとベルギーによって推進されている家族手当政策を全ての国家が手本とするよう勧告し、この手当の支払いが家族の母親になされることこそ家族の利益にかなうものと考える」(DEL RE, *op. cit.*, p.162) という声明が発せられている。
- 54) Richemond, *art. cit.*, p.598. 同様にリシュモンは1920年5月の臨時総会で、「母親への支払いという絶対的な原則を見失ってはならない。家族の母親の手に直接渡されない全ての支払いは、必ず葉書為替か郵便小切手でなされなければならない」(CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale extraordinaire du 11 Mai 1920) と強調している。
- 55) ここには、家族手当と賃金とを理論的に区別して、賃金は「同一労働・同一賃金」原則に基

づく「経済的なもの」であるが、家族手当は「補助金 subventions」として支給される「社会的なもの」であるというル・プレー学派以来の伝統的な考え方がある。例えば、Émile Cheysson は、既に1892年に「一方は独身で、他方は扶養児童を抱えている二人の労働者は、彼らが同一の熟練と生産性を有しているなら賃金に関しては平等であるが、補助金については不平等である。…賃金は経済原理に依存し、補助金は家族原理に依存する。…その上に補助金は、その用途からそらされ、途中で下等ないし恥ずべき欲求のために費される危険を免れている。…賃金は生産の経済的手段であり、補助金はパトロンージュの社会的手段である」(Ministère du Commerce, de l'Industrie et des Colonies, *Exposition universelle internationale de 1889 à Paris, Rapports du jury international, Économie sociale, — Section XIV (Institutions patronales), Rapport de M. E. Cheysson*, Paris, Imprimerie Nationale, 1892, pp.87-89) と述べていた。また第一次大戦後には、ルーアンの補償金庫を1919年6月に創設した Louis Deschamps は、「同一労働・同一賃金の原則は、確かに言うならば給料の金額を確定するための公平な基礎ではあるが、労働の機械的な効率しか考慮しておらず、労働の担い手の道徳的・社会的価値を少しも考慮していない」(<Le Sursalaire Familial à Rouen — Communication de M. Louis DESCHAMPS>, *Semaine Sociale de France, XI^e Session—Metz 1919, Compte rendu in-extenso*, Paris, J. Gabalda, 1920, p.164) ことから、「家族付加賃金 sursalaire familial」の必要性を論じている(またルーアンの金庫は、前述のように「家族付加賃金 経営者金庫 Caisse Patronale de Sursalaire familial」という名称で創設された)。

しかし、この「家族付加賃金」という表現は、家族手当を賃金への付加と思わせるために、翌年にはリシュモンによって「我々は《付加賃金》という言葉があまりにも広く用いられていることを残念に思う。…我々はそれよりも《扶養家族手当》という言葉の使用を好む」

(Richemond, *art. cit.*, p.591, note 2) と批判される。そして、全国の補償金庫を結集し、研究・連携・宣伝のための中央機関(最初は研究委員会 Comité d'Etudes, 後に Comité Central des Allocations Familiales)を創設するためにルーベで1920年12月4日に開催された大会でも、「ナンシー金庫の代表が“付加賃金”という語の使用に抗議し、絶対的な原理として賃金と家族手当の間の、形式と内容における根本的な区別の必要性を提起し、大部分の代議員の賛成意見を勝ち取る」(CCRP, Commission de Gestion, Procès-Verbal de la Réunion du 5 Janvier 1921)のである。こうして、1921年7月4日に開催された補償金庫の全国大会(第1回大会)で、「付加賃金という語の使用は多くの不都合、とりわけ手当と賃金との間に法的にも、また事実においても存在しない関係を打ち立てるように見えるという不都合をもたらすことに鑑み、付加賃金という表現は避けるよう勧告し、また、家族手当委員会がこの点に関して相談される全ての場合に、委員会はとりわけ補償金庫の名称として付加賃金という語の使用を避けるよう手当制度の支持者に忠告する」(Comité des Allocations Familiales, *Congrès ...1921*, p.98) という第一決議 (Premier Vœu) が満場一致で採択される。

56) Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.47.

57) ちなみに、ツールズの補償金庫の建設・公共事業グループ規則でも、その第14条で「手当の支払いは、金庫の采配によって母親宛での、あるいは母親不在の場合は受領者ないし児童を扶養している人宛での郵便小切手が為替葉書で保証される」(Caisse de Compensation des Institutions Familiales des Industries de Toulouse et de la Région, Groupe du Bâtiment et des Travaux publics, *Règlement Adopté par l'Assemblée générale ordinaire du 9 mars 1926*, Toulouse, Imprimerie et Librairie Édouard Privat, 1926, p.8) と規定されている。

58) ただし、この「非嫡出子 enfant naturel」は当時からパリでは多かった「同棲(事実婚)」カップルの子供を指しており、いわゆる「未婚の母 fille-mère」のケースではないと考えられる。ち

- なみに、「未婚の母に対して出産手当 *une prime en cas d'accouchement* を支給しようとしている唯一の金庫はルーアンの金庫であり、その手当は25F となるだろう」(CGT, *Union des Syndicats Confédérés de la Région Parisienne, Les Compléments du Salaire, Les Allocations Familiales*, Édition de l'Union des Syndicats Confédérés de la Région Parisienne, 1926, p.20) と記されているが、CCRP では後述のように1921年12月の改訂で未婚の母も正規の受給権者として認められるようになる。
- 59) CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale du 27 Décembre 1921.
- 60) CCRP, Commission de Gestion, Procès-Verbal de la Réunion du 17 Octobre 1924.
- 61) *Ibid.*
- 62) 医師団の助言を受けて、この申告は1927年から、遅くとも妊娠4ヶ月中になされることが求められるようになる。Cf. *Ibid.* du 2 Juin 1927.
- 63) CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale du 7 Juillet 1925.
- 64) このように「産前の衛生管理」を確保する措置として出生手当を最初に活用したのはリヨンの地域金庫 (Caisse des Allocations Familiales de Lyon et de la Région) 規則であるが、それはCCRPのみならず他の多くの金庫でも採用されている。Cf. Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.26.
- 65) CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale du 27 Décembre 1921.
- 66) ここから当時CCRPの経営者たちが幼子を抱える母親の労働力化に消極的であったことは明確であるが、だからと言って一般的に女性・既婚女性の労働力化に否定的であった(とりわけ家族手当をテコにして既婚女性の専業主婦化を目指していた)という結論を引き出すことは早計であろう。
- 67) Pedersen, *op. cit.*, p.270.
- 68) リシュモン会長も「労働力が極めて不安定なパリにおいて、当該事業所における勤続条件は1ヶ月に短縮された」(Richemond, *art. cit.*, p.599) と述べている。ただし、1922年12月19日法と同様に1932年法でも勤務日数に応じた手当支給が規定されたために、1932年12月総会で「不完全就労の月に関して家族手当は、12条で規定される日手当に置き換えられるが、同一月中に支給される日手当の総額は月額手当を超えることはできない」(CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale du 28 Décembre 1932) という文言が挿入される。なお、1929年末の223金庫中、月額手当の受給に関していかなる勤続条件をも課していない金庫が59、最低1ヶ月の出勤を求める金庫が84、最低1~3ヶ月の金庫が47、最低4ヶ月から1年の金庫が33である (cf. Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.41)。
- 69) このような第2子以降の手当額の累進性は大多数の金庫によって採用されている。ただし、どの金庫においても第1子が制限年齢に達すると自動的に順位が変わり、第2子が第1子扱い、第3子が第2子扱い、という様に変更される。Cf. Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.35 et p.37.
- 70) Cf. Talmy, *op. cit.*, II, p.140. ところで、この月額手当は新生児の扶養がもたらす費用負担の軽減を目的とするという主旨から、ほとんどの補償金庫は国家公務員の場合と同様に第1子から支給しており、1930年1月1日時点の金庫総数232の内、第2子以降に限定しているのは25金庫にすぎない (cf. Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.35)。しかし、出生手当なども支給している民間の補償金庫の月額手当は、表3aにも示されているように国家公務員の場合と比べて著しく低額である。
- 71) なお、表2に示されているように1923年(4月1日)から第2子以降の手当額が増額されるが、この時も労働者側の全般的賃上げ要求に対して、まずGIMMが「いかなる困難が生じようとも集団的形態でのあらゆる賃上げを断固として拒否することを決定し、我々の管理委員会に手当月額の即刻の引上げを検討するよう切に求めた」(CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale du 26 Mars 1923) からであるとリシュモンは述べている。
- 72) Cf. Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.33.

- 73) こうして、「どんな賃金も最終的に消滅した時に手当が存続するのだから、手当と賃金との間の絆の欠如を鮮明にし終えて…真の〈孤児たちの保険〉として」(*ibid.*, p.43) 家族手当が浮き彫りにされると考えられたのである。
- 74) BEZARD-FALGAS, *op. cit.*, p.244.
- 75) Cf. Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.43, note 1. なお、既述のように1920年12月のルーベ大会で創設された家族手当研究委員会 Comité d'Etudes の最初の会議(1921年1月21日)で、家族手当と賃金との関係、とりわけ労災保険の保険料支払いのために保険会社に行く賃金申告の中に家族手当を含めるかいなかの問題が検討され始め (cf. CCRP, Commission de Gestion, Procès-Verbal de la Réunion du 25 Janvier 1921), 3ヵ月後の4月22日の同委員会で過半数の金庫が手当の申告に反対している (*ibid.* du 17 Mai 1921)。こうして、同年7月4日の金庫全国大会では、ナント地域金庫の法律顧問である Abel Durand の家族手当と労災法に関する報告がなされた後、「家族手当はいかなる理由でも労働への報酬に関与するとはみなされないことに鑑み、…補償金庫の加入者は、裁判所において、家族手当を労災補償金額の中に算入することに反対し、従って保険会社に行く賃金申告の中にこれらの手当の金額を含めることを慎み、…一時的な労働不能の間や負傷の癒合の後でさえも、[あるいは]被災者の労働再開が不可能な時には手当への権利を付与する家族扶養の通常の全期間中、手当の支給が全面的に継続されるであろう」(Comité des Allocations Familiales, *Congrès... 1921*, pp. 99-100) という決議が満場一致で採択される。また、最高裁などの判決や保険会社も、家族手当が個別企業だけで支給される場合は賃金に含めるが、補償金庫を介して支給される場合には賃金部分とはみなさなくなったことが重視されている (cf. CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale du 7 Juillet 1925)。それ故、このことが補償金庫の発展に弾みを与えたことは確かであろう。
- 76) Cf. CCRP, Commission de Gestion, Procès-Verbal de la Réunion du 1^{er} Décembre 1932.
- 77) Cf. CGT, Union des Syndicats Confédérés de la Région Parisienne, *op. cit.*, p.19.
- 78) Richemond, *art. cit.*, p.601.
- 79) CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale du 27 Décembre 1921.
- 80) Cf. Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.44.
- 81) ただし、1932年法実施後の1936年でも全国的には直接支払を行う金庫の比率は26%に留まっており、56%の金庫(多くは地方の金庫)が加入経営者による支払制度、15%が両方をミックスした方法を採用し、また貯蓄金庫を介して支給する金庫が一つあった (cf. Helleu, *op. cit.*, p.157)。
- 82) Cf. CCRP, Commission de Gestion, Procès-Verbal de la Réunion du 3 Mars 1932.
- 83) なお、1929年1月26日省令 (Arrêté) によって創設され、補償金庫の代表12名、公共事業の発注に係る行政機関の代表12名、下院議員8名、上院議員5名、労働最高評議会の経営者代表2名・労働者代表2名、労働局長、予算局長の計43名から構成された家族手当上級委員会 (Commission Supérieure des allocations familiales) は、その1936年2月12日の会議で「手当が補償金庫によって直接支給される」ことを求める勧告を発している (cf. Helleu, *op. cit.*, p.160)。
- 84) Cf. CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale du 26 Décembre 1932.
- 85) CCRP, Commission de Gestion, Procès-Verbal de la Réunion du 3 Mars 1932.
- 86) *Ibid.* du 28 Juillet 1920.
- 87) CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale extraordinaire du 28 Juillet 1920.
- 88) *Ibid.* du 9 Juin 1927. なお、公共事業の落札者に対して家族手当の支払いを義務化した既述の1922年法と1923年7月13日デクレに基づいて出された、セーヌ県の補償金庫認可に関する1923年8月28日付アレテの第1条には、国籍に拘わらず「手当は13歳未満の全ての児童に保障されなければならないであろう。ただし、正当な理由がある場合を別にして、児童が規則的に学校に通っていないことが判明するならば手当が支

- 給されないことを金庫規則で規定しうる」(AN, F2 2023) という文言が既に存在する。さらに、1932年法では国籍に拘わらず家族手当の支給が法制化されるようになるが、家族手当が第二次大戦後にフランス社会保障の主要構成部分になってからも「学校の授業を勤勉に受ける」という規定は継承される (cf. Francis Netter, *La Sécurité sociale et ses principes*, Éditions Sirey, 1959; Éditions Dalloz, 2005, pp.152-153)。
- 89) *Ibid.* ところで、この総会でリシュモンが「それ [家族手当] は、賃金が家族の必要に応えなければならないのに不十分さがありうる場合、その賃金を補完することに当てられる。…この観点からして、賃金引上げの正当な要求を避けることを我々が望むならば、我々は外国人をフランス人と同様に扱わなければならない」(*ibid.*) と述べていることは重要である。というのも、これまで見てきた「家族手当は賃金の一部ではない」という経営側の表向きの主張にも拘わらず、家族手当が結局、賃金の補完であり、また正当な賃上げ要求を回避させるための手段であることをリシュモン自身が認めており、従って外国人労働者に家族手当を支給しないとすれば彼らの賃上げ要求を抑えることができず、それが突破口となりフランス人労働者の賃上げ攻勢さえ引き起こすことを彼が最も恐れているが故に、家族手当に関して「我々は外国人をフランス人と同様に扱わなければならない」と主張していると考えられるからである。
- 90) また、前述した家長死亡後の家族手当の継続支給は外国人には適用されないが、父親が外国人であってもその子供がフランス人の場合には継続支給されることが決定される (cf. CCRP, Commission de Gestion, Procès-Verbal de la Réunion du 13 Mai 1927; CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale du 17 Octobre 1928)。この措置も明確に同化政策の一環をなしている。
- 91) CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale du 8 Juillet 1931.
- 92) なお、1930年1月1日時点で、外国人には家族手当を支給しない金庫が19、差別なく彼らにも支給する金庫が31、その子供がフランスで生活していることを条件として外国人に支給する金庫が116、原則として外国人にも支給するが第一次大戦中にフランスと戦争状態にあった国の所属民を除外する金庫が26、北部の国境近辺でベルギーの労働力を必要としているためにベルギー人をフランス人と同等に扱う金庫が6である。Cf. Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, pp.45-46.
- 93) とりわけアルジェリアに関しては、1941年の5月6日と6月10日付け総督アレテによって特別制度が設けられていた。Cf. Ceccaldi, *op. cit.*, p.85.
- 94) AN, F22 1536, Lettre, datée du 8 octobre 1942, de P. Richemond à Monsieur le Secrétaire d'Etat au Travail.
- 95) CCRP, Commission de Gestion, Procès-Verbal de la Réunion du 22 Octobre 1920.
- 96) 当初は「同一地域の [家族手当] 金額の一律性は、絶対的必要性と考えられ、当該地域の単一の職業間補償をもたらしていた。[しかし、] より正確な分析によって…一律の手当額が負担配分ベースの一定の多様性と全く調和しうる」(Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, p.72) ことが知られるようになる。
- 97) CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale du 27 Décembre 1921.
- 98) Cf. CCRP, Commission de Gestion, Procès-Verbal de la Réunion du 15 Mars 1922.
- 99) *Ibid.* du 21 Mars 1923. このように率が少しだけ変動するのは、当該期に支払われた賃金と家族手当の総額（これらは従業員の変動に応じて変化する）から事後的に拠出率を確定するためである。
- 100) CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale du 26 Mars 1923.
- 101) CCRP, Commission de Gestion, Procès-Verbal de la Réunion du 6 Septembre 1923.
- 102) なお、1930年初めにフランスで機能していた230金庫中、125が職業間金庫、105が同職金庫であるが、後者は加入企業の従業員数では64万

- 3,500人、全体の35%しか占めていない。そして、従業員総数の57%を占める67の金庫は、CCRPのように一連のセクションを有する職業間金庫である (cf. Bonvoisin et Maignan, *op. cit.*, pp.70-71)。
- 103) Cf. CCRP, Commission de Gestion, Procès-Verbal de la Réunion du 25 Juin 1926.
- 104) この廃止は、農業の状況が工業とは著しく異なっている上に、パリ地域の農業の補償金庫が家族手当中央委員会に対してCCRPが農業者を受け入れないよう訴えたことによる。Cf. *Ibid.* du 13 Mai 1927.
- 105) Cf. AN, F22 1536, <Sections professionnelles de la CCRP> (これには1933年4月13日という日付と Maignan の自筆サインがある)。なお、このようなセクションの細分化は、職業別ないし産業別の労働者の「賃金要求を〔より細かく〕管理するための〔家族〕手当の利用を促進した」(Pedersen, *op. cit.*, p.281) し、またそれを意図して遂行されたという側面を看過してはならないであろう。
- 106) CCRP, Procès-Verbal de l'Assemblée Générale du 27 Décembre 1933.
- 107) Cf. CCRP, Commission de Gestion, Procès-Verbal de la Réunion du 7 Juin 1933.

The Formation and Development of the Family Allowances Scheme in France: Focusing on the “Caisse de Compensation de la Région Parisienne” after the First World War

FUKASAWA Atsushi *

Abstract: Family allowances have a unique and more important place in France’s social security system than among other advanced countries. Due to France’s ample family welfare policies with family allowances as their pivot, some American scholars characterize France as a maternalist welfare state. Certainly, French national consensus wasn’t easy to form on the matter of social insurance (pension and health among others) even on entering the 20th century, but family allowances were more easily generalized originally under the initiative of public sector and became the first universal benefit without waiting for the end of the Second World War. This article aims to elucidate, in the process of the generalization of family allowances, the role of “Caisses de Compensation” founded voluntarily in various districts by private sector employers after the First World War, especially focusing on the analysis of the “Caisse de Compensation de la Région Parisienne” which was the largest in France. It makes clear that French employers attached firstly more importance to family allowances as a means for avoiding a general raise in wages rather than for promoting birthrate, and founded many “Caisses de Compensation” which were a kind of mutual insurance fund to equalize among them the cost of family allowances. Their generalization in the private sector was thus realized through these “Caisses de Compensation” fund-raised only by the premiums of employers. This method was not only made obligatory on all employers by the law of 1932, but also succeeded to the family allowances scheme of the post-World War II period.

Keywords: family allowances, “caisse de compensation”, CCRP, maternity benefit, lactation benefit, monthly allowances, home visitor

* Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University